

5 陳 情 第 2 5 号	新宿区条例に関する陳情
付 託 委 員 会	防災等安全対策特別委員会
受理及び付託 年 月 日	令和5年8月1日受理、令和5年9月22日付託
陳 情 者	新宿区歌舞伎町 _____

(要 旨)

新宿区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例を廃止する事を求める。

(理 由)

道路、公園、広場等の公共の場所で客引き行為を禁止するとなっているが、区道、都道、国道と道路の管理者が違うので、新宿区は、区の歩道、広場しか、条例で禁止にできない。そして、歩道等は、公の施設なので、正当な理由がなければ、禁止にできない。酒を提供する飲食店だからと言って、それだけでは、歩道等で客引き行為を禁止に出来ないで、区長は客引き行為等防止特定地区の指定は出来ないで違法な処分である。

東京都の公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（以下「東京都条例」という）と新宿区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例（以下「新宿区条例」という）の関係で言うと同じ目的、区民又は都民の平穏を保持し、安全で安心な地域社会の実現に資することを目的として条例を作っている。東京都条例では、カラオケボックス、ネットカフェ、居酒屋等が酒を提供しても、客引き行為は禁止にしていないのに、新宿区条例では禁止にしている。東京都条例は、都内一律同一内容の規制にしている様に解釈出来る。目的を達成する為には、どうしても、風俗営業以外の業種も規制する必要があるかどうか判断すると、その必要性はないと考えられるので、都内一律の規制という趣旨で、東京都条例は作られている。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という）と新宿区条例との関係で言うと、風営法の客引き行為に関する規定の部分と新宿区条例は、同じ目的で作っている。風営法は、条例に委任している所以外は、全国一律の規制、同一内容にすべきと考えている様に解釈できる。風営法は、今まで、規制が必要な業種を加えたりして、改正をしてきた経緯があるので、居酒屋等は規制が必要ないと考えている様に解釈できる。又、客待ち、勧誘、勧誘待ちは、風営法では、規制していないので、新宿区条例は風営法に違反している。居酒屋等には、営業活動の自由があるので、規制の必要性からすると、違法又は不当である。以上述べて来た様に、道路の管理権、東京都条例に違反している事、風営法に違反している事を理由に新宿区条例の規定は違法になってくる。違法にならなくても不当な内容なので、新宿区条例は廃止にすべきである。